

第1回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月20日（木）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 18名
4. 欠席委員 0名
5. 議事日程
 - 日程第1 臨時議長の選出について
 - 日程第2 互 選第1号 農業委員会会長の互選について
 - 日程第3 議席の指名について
 - 日程第4 会議録署名人の指名について
 - 日程第5 互 選第2号 農業委員会会長職務代理者の互選について
 - 日程第6 協議案第1号 委員会の設置について
 - 日程第7 協議案第2号 あっせん班及び現地調査班の設置について
 - 日程第8 協議案第3号 大樹町農業担い手センター協力推進員の選出について
 - 日程第9 農業委員会業務報告について
 - 日程第10 議案第27号 農地法第4条の規定による許可について
 - 日程第11 議案第28号 農地法第5条の規定による許可について
 - 日程第12 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について
 - 日程第13 議案第30号 大樹町農地等交換分合事業の実施地区の決定について
 - 日程第14 議案第31号 大樹町農地等交換分合事業推進委員会の設置及び委員定数の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事
7. 会議の概要

水津局長 　　ただ今から、第1回大樹町農業委員会総会を開催いたしますが、開催に先立ちまして本日は第23期初めての総会ということもありまして、酒森町長と鈴木議会議長にお越しいただいておりますので、ご挨拶の方いただきしたいと思います。
それでは町長宜しく願いいたします。

酒森町長 　　(町長 挨拶)

水津局長 　　ありがとうございます。
続きまして鈴木議会議長の方から宜しく願いいたします。

鈴木議会議長 　　(議長 挨拶)

水津局長 　　ありがとうございます。
次に、本日は第23期の委員の皆さんの顔合わせということになりますので、事務局から自己紹介をしたいと思います。

(局長 自己紹介)

笹田係長 　　(係長 自己紹介)

中村主事 　　(主事 自己紹介)

水津局長 　　続きまして、仮議席の順に農業委員の皆様の方から自己紹介をお願いしたいと思います。宜しく願いいたします。

片岡委員 　　(片岡委員 自己紹介)

柚原委員 　　(柚原委員 自己紹介)

守澤委員 　　(守澤委員 自己紹介)

金丸委員 　　(金丸委員 自己紹介)

宮本委員 　　(宮本委員 自己紹介)

竹内委員 　　(竹内委員 自己紹介)

宮嶋委員 　　(宮嶋委員 自己紹介)

牧田委員 　　(牧田委員 自己紹介)

吉田（義）委員（吉田委員 自己紹介）

穀内委員（穀内委員 自己紹介）

原口委員（原口委員 自己紹介）

鈴木委員（鈴木委員 自己紹介）

太田委員（太田委員 自己紹介）

富倉委員（富倉委員 自己紹介）

向井委員（向井委員 自己紹介）

金曾委員（金曾委員 自己紹介）

吉田（洋）委員（吉田委員 自己紹介）

今村委員（今村委員 自己紹介）

水津局長 ありがとうございます。

18名のご紹介をいただきました。それで総会に入る前に、資料の確認をしたいと思います。行事予定がついた総会議案、それと資料として1番の農地法の抜粋から9番の農地関係用語集がありますので、それに基づいて総会の方進めたいと思います。この先の進行につきましては、農業委員会等に関する法律の変更に伴いまして、初総会の招集者であります酒森町長が臨時議長を決定するまでの間仮の臨時議長となっておりますので、この先の議事進行についてお願いしたいと思います。宜しく願いいたします。

酒森町長 それでは、さっそく議事に入ります。

日程第1、臨時議長の選出でありますが大樹町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となるのですが会長が決定されるまでの間、最年長の委員が臨時の議長となり議事を整理する旨規定されております。これに基づきまして出席委員の内、最年長委員は仮議席1番 片岡 文洋 委員でありますので片岡 文洋 委員を臨時議長に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

酒森町長 ご異議なしと認めます。

それでは片岡 文洋 委員を臨時議長に指名をいたします。

暫時休憩いたします。

水津局長

酒森町長及び鈴木議会議長におかれましては、公務ご多忙のため、ここで退席とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

町長、議長 ～退席

臨時議長

それでは再開いたします。

ただ今臨時議長に指名されました、片岡 文洋でございます。皆様方のご協力をいただきながら会長が決定するまでの間、職を務めさせていただきたいと思しますのでよろしく願いいたします。

それでは、ただ今よりお手元の総会議事日程に従い、議事を進めます。

ただ今の出席委員は18名であります。定則数に達しておりますので、ただ今から会議を開きます。

日程第2、互選第1号 農業委員会会長の互選についての件を議題といたします。事務局より説明を求めます。

水津局長

本件は大樹町農業委員会会長の互選をお願いするものであります。会長の互選については委員による単記無記名投票を行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする方法と、委員に異議がない場合については指名推薦の方法それから選考委員による選出がございます。ご協議のうえ互選いただきますよう、宜しくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

臨時議長

ただ今事務局から説明がありました。会長の互選について3通りの選出方法があります。どのような方法で互選するかお伺いをします。

穀内委員

推薦指名による方法が良いかと思えます。

臨時議長

ありがとうございます。他にご意見のある委員の方おられますでしょうか。

(意見なし)

臨時議長

なければ穀内委員ご提案の方法で互選させていただきたいと思えます。

それでは先ほど申し上げました通り、会長の互選については指名推薦といたしました。それではどなたか会長の推薦をお願いいたします。

宮嶋委員

会長の指名ですけれど、会長職は皆さんもご存じのとおり、大変多忙な日程で役職を進めていかなければならないと思えます。中には町議会に出席しなければならない、あるいは農業会議に出席しなければならない、それから各種会議には出席しなければならない、そういうことを踏まえて過去3年間をみると、鈴木委員が最も相応しい人物じゃないかと思えます。鈴木 委員を指名推薦いたします

。宜しくお願いいたします。

臨時議長

ただ今、宮嶋 委員から鈴木 委員の指名推薦がありました。他にございませんでしょうか。

(推薦なし)

臨時議長

推薦人なしと認めます。

ただ今、指名推薦がありました鈴木 委員を大樹町農業委員会会長の当選人とすることに決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長

ただ今、賛成多数により農業委員会会長に 鈴木 委員を選出いたします。

ただ今の会長決定により、当選人に対する告知といたします。鈴木 委員の挨拶を許します。

鈴木委員

ただ今皆さんから推薦されまして、農業委員会の長にということで微力ですけれども、皆様からご協力いただいて何とかまとめていきたいと思っておりますのでご協力の方宜しくお願いいたします。

臨時議長

ありがとうございました。皆様方のご協力により、臨時議長の職務を全うすることが出来ましたことを感謝申し上げます。これで議長を会長と交代いたします。ありがとうございました。

水津局長

ありがとうございました。

この先は新会長の方に議長として進めていただきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

議長

仮議長の片岡 委員ご苦労様でした。

それでは、議事を再開したいと思います。

これから議事進行務めさせていただきます。委員の皆様方ご協力の方宜しくお願いいたします。

日程第3、委員の議席の指定についての件を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

水津局長

現在皆様の席は仮議席となっておりますので、議席の決定を行いたいと思っております。議席の指定は、大樹町農業委員会会議規則第8条により抽選により決定するものと規定されております。委員の皆様にはここで議席指定に係る抽選を行っていただきますので、宜しくお願いいたします。

議長

事務局の説明の通り、ただ今から事務局より議席番号指定に係る抽選を行いま

す。議席指定番号を引きましたらご自分の氏名をフルネームでお書きください。
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

抽選をしていただきました、番号により議席の指定をいたします。それでは議席番号順に座り直していただきます。

暫時休憩いたします。

各委員 ～ 議席移動

議長

再開いたします。

日程第4、会議録署名人の指名についての件を議題といたします。会議録署名人の指名につきましては、大樹町農業委員会、会議規則第14条の規定に基づき議長により指名いたします。なお、本日の総会は農業委員会改選後初の総会となりますので、慣例に従い議席番号順とさせていただきます。議席番号1番 柚原千秋 委員、議席番号2番 富倉 浩之 委員を指名いたします。

日程第5、互選第2号 農業委員会会長職務代理者の互選についての件を議題といたします。事務局より説明を求めます。

水津局長

本件につきましては、農業委員会会長職務代理者の互選をお願いするものであります。互選の方法については会長の互選同様、委員が単記無記名投票を行い、有効投票の最多数を得た委員を当選人とする場合と、委員に異議のない場合は、指名推薦の方法による互選、それから選考委員会を選出する3通りがございます。ご協議のうえ選出いただくよう、宜しく願いいたします。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが3通りの選出方法があります。どのような選出方法で互選するか伺います。誰かご意見ありませんか。

13番
穀内委員

会長と同じく指名推薦の方法が良いと思います。

議長

ただ今、指名推薦という意見がありましたが他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議長

なければ指名推薦という方法で行いたいと思います。

会長職務代理者の指名推薦による選出と決定いたしました。

それでは会長職務代理者の推薦をお願いいたします。

6番
竹内委員

原口 委員を推薦いたします。彼は22期の代理職責を全うし、先ほど選ばれました鈴木会長の信任も厚く、その経験と人格は次期代理職に相応しい人物であると思っております。よって原口 委員が適任であると思っております。ここに推薦いたし

ます。以上です。

議長

竹内 委員から原口 委員の指名推薦がありました。他にございせんか。

(推薦なし)

議長

他に推薦人なしと認めます。

ただ今、指名推薦がありました原口 委員を農業委員会会長職務代理者の当選人にすることに決定いたしたいと思ひますが、これに異議ありせんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

全員賛成により大樹町農業委員会会長職務代理者に原口委員が選出されました。それでは原口 委員が会場におりますので、ただ今の職務代理者決定に基づき当選人に対する告知といたします。原口 委員の挨拶を許します。

7 番
原口委員

ただ今、職務代理ということで重責なんですけれど第2 3期も鈴木会長の元、皆様のご協力をいただきまして、進化する大樹町農業委員会を作っていきたいと思ひますのでどうぞ宜しくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

日程第6、協議案第1号 委員会の設置についての件を議題といたします。事務局より説明を求めます。

水津局長

大樹町農業委員会規則第8条の規定により農地委員会、農政委員会、及び広報委員会を設置し委員会の運営の推進を図りたく、今回ご提案を申し上げるところでございせんか。この中の農地委員の委員長につきましては、大樹町が事業主体となります農業次世代人材投資事業の農地専門委員を兼任していただきたいと思ひます。この事業の案件があった場合は、案件ごとに地区担当委員は後ほど決めますけれども、地区担当委員と配置することを提案いたします。また、委員会の定数につきましては会長を除くすべての委員が所属することを基本とし、規定議案に記載の定数と致しますので宜しくお願ひしたいと思ひます。なお参考までに大樹町農業委員会規則抜粋を記載してございせんかので、お目通しの程宜しくお願ひいたします。

議長

ただ今、事務局より説明があった通り農業委員会委員活動の運営機構として、農業委員会会則第8号の規定により、農地委員会、農政委員会及び広報委員会を構成し、今後の委員会活動を推進していきたくと思ひご提案申し上げますが、これにご異議ありせんか。

7番
原口代理

質問ですが、今まで広報委員会は副委員長が居なかったんですが、今回はつけるということで宜しいでしょうか。

水津局長

まず各委員を選出した後、各委員さんが各部屋に行って相談するんですけども、その委員さんの中で広報委員の副委員長が要らないとなれば、副委員長は配置しないこととしたいと思います。後ほど決めていただきたいと思います。

議長

宜しいでしょうか。他にございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって農地委員会、農政委員会及び広報委員会を設置することに決定いたしました。なお各委員会の互選につきましては、会長並びに職務代理者に一任させていただきますと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって委員会構成につきましては、会長及び会長職務代理者に一任することに決定いたしました。

協議の間暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

協議が終了いたしましたので、事務局より委員会構成を報告いたします。

水津局長

それでは、協議いたしました各委員会の委員構成の方を報告いたします。まず農地委員会の委員、金丸 栄省 委員、竹内 稔 委員、穀内 和夫 委員、吉田 洋一 委員、宮本 明夫 委員、牧田 日出男 委員、吉田 義明 委員、金曾 浩文 委員、今村 昭仁 委員です。続きまして農政委員会の委員です。柚原 千秋 委員、宮嶋 敏男 委員、原口 武実 委員、片岡 文洋 委員、守澤 芳弘 委員、太田 福司 委員、富倉 浩之 委員、向井 良治 委員です。それから広報委員です。片岡 文博 委員、宮本 明夫 委員、富倉 浩之 委員、吉田 洋一 委員です。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、事務局から報告があった通り決定いたします。なお委員長、副委員長の互選については各委員会で決定をお願いいたします。

決定の間暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。各委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、各委員より報告願います。農地委員会より報告願います。

17番
金丸委員

報告いたします。ただ今別室にて農地委員内で協議した結果、委員長に穀内 和夫委員、副委員長に吉田 義明 委員に決定いたしましたことを報告いたします。
以上です。

議長

農政委員会報告願います。

14番
守澤委員

ただ今、農政委員会の方で協議をいたしました。慎重審議をいたしました結果委員長に片岡 文洋 委員、副委員長に宮嶋 敏男 委員が選出されたことをご報告いたします。
以上です。

議長

広報委員会報告願います。

8番
宮本委員

我々も先ほど話し合いました、委員長には吉田 洋一 委員になってもらうことに決まりました。そして、副委員長ですけれども4人ということもありまして、置かないと言うことに我々で話し合いました。

議長

ただ今各委員会より報告がありました通り、農地委員長には穀内 和夫 委員、副委員長には吉田 義明 委員と報告がありました。また、農地委員長には事務局が提案した通り、農業次世代人材投資事業の農地専門委員を兼任していただきますようお願いいたします。次に、農政委員長には片岡 文洋 委員、副委員長には宮嶋 敏男 委員、広報委員長には吉田 洋一 委員と決定されました。なお、広報委員会は副委員長を置かない旨の報告がありましたので、報告いたします。

日程第7、協議案第2号 あっせん班及び現地調査班の設置についての件を議題といたします。事務局より説明を求めます。

水津局長

大樹町農業委員会規則第7条の規定により、委員会の運営に当たりまして農地あっせん及び現地調査等に対応するため班の設置をいたしたく、今回ご提案申し上げます。また、定数につきましては会長と利害関係がないものを除くすべての委員が所属することを基本といたしましたので、16名、前期と同じく4班・4名体制にしたいと思っております。ご協議の方宜しくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局より説明のあった通り前期同様、農業委員会規則第7条の規定に基づき、農地あっせん及び現地調査等に対応する農地あっせん班または現地調査班として全体を4班に編成し設置運営を行いたいと思っておりますのが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。よってあっせん班及び現地調査班の設置を決定し、編成を4班編成にすることに決しました。また、班の構成委員につきましては、会長及び職務代理者に一任させていただきたいと思っておりますが、これにご異議ありま

せんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、班の構成委員は会長及び職務代理者に一任することに決定いたしました。

協議の間暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。

班編成が決定しましたので、事務局より報告いたします。

水津局長 班編成についてご報告いたします。まず第1班、片岡 文洋 委員、宮嶋 敏男 委員、牧田 日出男 委員、原口 武実 委員です。次に第2班、竹内 稔 委員、吉田 義明 委員、向井 良治 委員、金曾 浩文 委員です。次に第3班、金丸 栄省 委員、太田 福司 委員、富倉 浩之 委員、吉田 洋一 委員です。次に第4班、柚原 千秋 委員、宮本 明夫 委員、穀内 和夫 委員、今村 昭仁 委員です。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、事務局から報告があった通りの班編成といたしますので、宜しく願います。なお、班長については各班で協議していただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。

各班より班長のご報告をお願いいたします。

1班の方、お願いいたします。

3番 宮嶋 委員に決定いたしました。

片岡委員

議長 2班の方、お願いいたします。

9番 2班、ご報告いたします。協議の結果、班長は竹内 委員に決定いたしましたのでご報告いたします。

吉田委員

議長 3班の方、お願いいたします。

12番 ただ今別室にて第3班で協議した結果、班長は金丸 委員に決定いたしましたのでご報告いたします。

吉田委員

議長 4班の方、お願いいたします。

10番
今村委員

協議の結果、穀内 委員に決定いたしました。

議長

ただ今、各班から報告がありましたように第1班 班長 宮嶋 敏男 委員、第2班 班長 竹内 稔 委員、第3班 班長、金丸 栄省 委員、第4班 班長 穀内 和夫 委員に決定いたしました。

日程第8、協議案第3号 大樹町担い手センター推進委員の選出についての件を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

水津局長

大樹町農業担い手センターの効率的な事業促進を図るため、大樹町農業担い手センター理事長から今期につきましも農業委員会に対しまして、2名の協力推進委員の選出の依頼がございました。このことから、協力推進委員の選出について2名の選出をいたしたく、ご提案申し上げますのでご協議宜しくお願いいたします。なお協議案下部の方に大樹町農業担い手センターの規約抜粋を記載してございますので、お目通しの程宜しくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局より内容説明がありました但本件に係る協力推進委員の選出については会長並びに会長職務代理者に一任させていただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、協力推進委員の選出に当たっては会長並びに職務代理者に一任することに決定いたしました。

協議の間暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

協議が終了しましたので、事務局より報告いたします。

水津局長

ご報告いたします。大樹町担い手センターの協力推進委員には金曾 浩文 委員 今村 昭仁 委員を指名いたします。以上で報告を終わります。

議長

ただ今事務局からの報告の通り、担い手センター協力推進委員には金曾 浩文 委員、今村 昭仁 委員をお願いしたいと思います。

日程第9 農業委員会業務報告を行います。事務局より内容の説明を求めます。

水津局長

平成29年6月26日の第37回総会以降で報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1番 農地法第5条の規定による許可の専決について

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地区・地番) 43, 373㎡の内5, 652㎡

目的 農業用施設建設のため

北海道農業会議意見書年月日 平成29年6月23日

許可年月日 平成29年6月27日

2番 農地利用調整会議による結果報告について

この件については、議案の29号の旧合理化について買入協議に至るまでの班会議の報告となります。

(1) 所有権移転(あっせん申出について)

番号1番

開催年月日及び調査班 平成29年7月10日 22期・第4班

申出年月日及び地区・氏名 平成29年7月3日 (地区) (氏名)

土地の所在等 大樹町(字名・地番) 他3筆 83, 787㎡

町に対する買入れ協議の申出 適

番号2番

開催年月日及び調査班 平成29年7月12日 22期・第3班

申出年月日及び地区・氏名 平成29年7月3日 (地区) (氏名)

土地の所在等 大樹町(字名・地番) 他11筆 246, 000㎡

町に対する買入れ協議の申出 適

3番 会議関係

(1) 6月29日(木) 第38回北海道農業者年金協議会

場所 札幌市(会長欠席)

(2) 6月30日(金) 一般社団法人北海道農業会議第83回総会

場所 札幌市

出席者 会長

(3) 6月30日(金) 第1回大樹町都市計画審議会

場所 役場4階委員会室(会長欠席)

(4) 7月11日(火) 農地転用許可申請に係る現地調査

場所 役場2階会議室 22期・第3班

(5) 7月12日(水) 平成29年度政策懇談会

場所 役場4階委員会室

出席者 会長

(6) 7月19日(水) 大樹町航空宇宙産業基地研究委員会

場所 大樹町経済センター2階多目的ホール

出席者 会長

4番 その他

(1) 故 阿部 良富 委員の葬儀

通 夜：6月28日(水)

告別式：6月29日(木)

会 場：福祉センター2階

(2) 農作物生育作況調査(7月15日現在)

秋まき小麦と馬鈴薯につきましてはプラス2日から4日、小豆がマイナス1日、てんさいの移植がプラス4日、デントコーンと牧草がプラス2日から3日、全体的には並からやや良ということでの作況調査報告となっております。

(3) 全国農業者新聞の購読案内

農業委員としまして農業に関する情報提供ということで、活用していただきたく全国農業者新聞を配布するものでございます。全国農業会議所から協力願いがありまして週刊紙ではありますが、皆さんの所に郵送される予定となっております。

以上で報告を終わります。

議長

事務局より報告がありました。

報告の内容について、質疑ありませんか。

3番

片岡委員

2番の事項についてご質問したいと思います。この件はあっせんの申出ということになっておりますが、すでに7月10日に第4班と第3班がそれぞれ調整班ということになっております。そして最後の欄に、町に対する買入れ協議の申出、適・否ということになっておりますが、これは第4班、第3班が2人の方から申出のあったあっせんに対する土地の申出が適正であるかどうかを判断されたという解釈で宜しいでしょうか。

議長

買入協議がどのようなものを説明いたします。

笹田係長

それではご説明いたします。後ほど議案の所で説明する予定でしたが、今ご質問ありましたのでこの場でご説明いたします。買入協議の概要ですが、農地のあっせん売買がなんらかの理由によって不調になった際に、農業委員会から町へ当該農地の買入協議をするように要請するものです。その要請を受けた町は北海道農業公社へ農地の買入協議を要請し、協議が成立したら農業公社が当該農地を買受けて、買受け希望者に一定期間賃貸した後に売渡すといった制度になっております。買受け希望者は賃貸期間の間に経営を安定化させて、農地を買うための資力をつける形になっております。

議長 利用調整会議の買入協議の趣旨としてはそういうことです。

3番
片岡委員 粗方わかりました。

議長 暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。
他に報告の内容について質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 以上で業務報告を終わります。
日程第10、議案第27号 農地法4条の規定による許可の件を議題といたします。提案説明を求めます。

水津局長 議案第27号、農地法第4条の規定による許可について、提案説明申し上げます。今回ご審議いただきます農地法第4条の規定による許可については、1件でございます。内容は農業用施設の建設に伴う農地転用が1件です。この申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案いたしますので、ご審議宜しく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 暫時休憩いたします。
牧田 日出男 委員は農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

牧田 日出男 委員 ～退席

議長 再開いたします。
それでは番号1番の内容について事務局より説明を求めます。

笹田係長 それでは議案第27号、農地法第4条の規定による許可についてご説明いたします。

番号1番

申請人 (地区) (氏名)

所在 (字名・地番) 1筆 地目 畑

面積 39,486㎡のうち2,067㎡

目的 農業用施設建設

時期 許可の日から永年間

計画内容	建築物	育成舎	1棟	1,028.16㎡
		エプロン	1棟	90.72㎡
		堆肥場	1棟	226.80㎡
		通路		721.35㎡
		合計		2,067.03㎡

転用基準ですが、農業振興地域整備計画において農用地となっておりますので転用申請と合わせて農業用施設用地への変更の申出を行っております。許可理由は、農地法第4条、第6項の規定による転用となります。また、チェックリスト・施設の配置図などを次のページ以降に添付しておりますのでご参照願います。こちらは申請面積が、3,000㎡以下となりますので北海道農業会議常設審議委員会議への意見調書は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、工作物が問題なく建っていれば台帳地目の変更を行います。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に調査班より調査報告を求めます。番号1番について旧3班 班長代理 原口武実 委員から報告願います。

7番
原口委員

それでは議案第27号、1番（地区）（氏名）の案件について、第2期の班長が諸事情によりまして、私が班長代理ということでご報告いたします。7月11日に調査しました。内容は先ほど事務局からご説明いただいた通りでございます。経営規模の拡大を目指し、牛の増頭を進めている中、既存の育成施設だけでは育成牛の収容が困難になったため計画されたものです。現地調査を行った結果、周りの既存施設の位置から代替え地もなく、農作業に支障を及ぼさない申請地であり、資金の面からも実行性があると班では判断いたします。また、牛舎の面積も必要最小限の用地と判断し許可すると判断いたしました。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第27号、番号1番の農地法4条の規定による許可についての件を採決いたします。本案について許可相当として農業委員会会長の専決処分についてご異議ありませんか。

（異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り決定されました。
暫時休憩いたします。

牧田 日出男 委員 ～ 着席

議長

再開いたします。

日程第11、議案第28号 農地法5条の規定による許可についての件を議題と致します。提案説明を求めます。

水津局長

議案第28号 農地法第5条の規定による許可について提案説明申し上げます。今回ご審議いただきます、農地法第5条の規定による許可については1件でございます。内容は農業体験宿泊の休憩所としての転用が1件です。その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご審議宜しくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは議案第28号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (字名・地番) 以下計2筆 地目 畑

面積 15,500㎡

目的 農業体験宿泊の休憩所としてウッドデッキ及びテント設置

時期及び利用権設定等の種類 許可日から平成29年12月31日 使用貸借

転用計画の内容

建築物 ウッドデッキ 4棟

建築面積 178㎡ 所要面積 15,500㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地だが、一時転用のため用途変更の手続きは不要

許可理由 農地法施行令第11条第1項第1号

こちらの案件はウッドデッキなどの設置を目的とする案件で、農業以外の一時転用のため申請面積に関わらず北海道農業会議の常設審議委員会に意見を求める案件となっております。また、平成29年7月11日に第22期の3班 原口 班長代理のもと、現地調査を行っております。

以上で説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりました。次に調査班より調査報告を求めます。
番号1番について、旧3班 班長代理 原口 武実 委員から報告願います。

7番
原口委員 28号1番の件について、ご報告いたします。鈴木会長にご同行いただきまして7月11日に代理人、(所属・氏名)立会いの下、現地を見てその後審議いたしました。本案件は農業体験宿泊イベントの休憩所として、ウッドデッキ及びテントを設置するものです。昨年度の一時転用案件とは異なり、基礎砂利の搬入を伴わない簡易なものを設置し、期間も9月16日、17日にかけての2日間のイベントを開催する予定と伺っております。イベントが終了したら、テントは撤去することを約束しております。
ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

13番
穀内委員 目的の中で農業体験宿泊の休憩所としてのウッドデッキ及びテント設置とありますが、体験内容は具体的に伺っていますでしょうか。

笹田係長 今、穀内 委員からご質問ありました件ですが、イベントの詳細内容についてはまだ決定していない部分がありまして、農業体験のイベントをしながら昨年度のように大自然で宿泊するというようなものを目玉にしてイベントの方を行いたいということで、隣接した原野に(法人・建築物)がありまして、そちらのPRも兼ねて行うイベントですので代替地がなく、この土地で行いたいということでお話は伺っております。
以上です。

議長 暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。
他に質疑ありませんか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第28号、番号1番 農地法5条の規定による許可についての件を採決いたします。本案について許可相当として北海道農業会議に意見の聴取すること並びに農業委員会会長の専決処分でご異議ありませんか。
(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り決定されました。

日程第12、議案第29号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議要請についての件を議題と致します。提案説明を求めます。

水津局長

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について提案申し上げます。今回ご審議いただきます買入協議の要請は2件でございます。その要件内容の可否についてご審議賜りたくご提案いたしますので、ご審議宜しくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

それでは番号1番から2番の内容について事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは議案第29号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についてご説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

申出年月日 平成29年7月3日

土地の所在等 (字名・地番) 以下計4筆 畑

面積 合計83,787㎡

平成29年7月10日 第22期4班で農地利用調整会議を開催しております。

番号2番

申請者 (地区) (氏名)

申出年月日 平成29年7月3日

土地の所在等 (字名・地番) 以下計12筆 畑

面積 合計246,000㎡

平成29年7月12日 第22期3班で農地利用調整会議を開催しております。

これらの案件につきましては、業務報告にもありました2つの案件でございます。農地中間管理事業の特認事業であります農地売買支援事業、旧名が旧農地保有合理化事業により農地を売買する案件になります。この事業により農地を売買するために、農地利用調整会議において優良農地確保の観点から農地中間管理機構の指定を受けた北海道農業公社へ町が買入協議を要請する案件となっております。次のページ以降に、位置図等を添付してありますのでご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第29号農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についての件を採決いたします。本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決定されました。

日程第13、議案第30号 大樹町農地等交換分合事業の実施地区の決定についての件を議題といたします。提案説明を求めます。

水津局長

議案第30号、大樹町農地等交換分合事業の実施地区の決定について、大樹町農地等交換分合事業推進委員会設置条例第1条に基づきまして、交換分合事業の実施地区を本総会において決定をいたしたく、ご提案申し上げますのでご審議宜しくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。それでは内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは議案第30号、大樹町農地等交換分合事業の実施地区の決定についてご説明いたします。大樹町農業委員会は、大樹町農地等交換分合事業推進委員会設置条例第1条に規定する農地等交換分の実施地区を次のように決定しようとする。

事業実施地区名 尾田地区 (尾田・拓北・豊里 行政区)

事業の期間 平成29年度から平成31年度まで

このたび農地等交換分合事業の実施地区としてご提案いたしますのは、尾田地区でございまして、行政区でいいますと拓北・尾田・豊里の範囲であります。尾田地区を提案させていただきました理由としまして、地区アンケートの結果尾田、振別、開進地区での要望が多く振別、開進地区につきましては現在高規格道路の建設が予定されておりまして、農地が収用される可能性があるため今回の事業では先に尾田地区をご提案させていただきました。実際の事業地区の範囲につきましては交換分合事業推進委員会の中で協議される予定でありますことを申し添えます。以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第30号大樹町農地等交換分合事業実施地区の決定についての件を採決いたします。本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

日程第14、議案第31号 大樹町農地等交換分合事業推進委員会の設置及び委員定数の決定についての件を議題と致します。提案説明を求めます。

水津局長

議案第31号、大樹町農地等交換分合事業推進委員会の設置及び委員定数の定数についてご提案申し上げます。先ほど各委員会の役員などが決まってきましたので、提案いたします専門員の数が空欄になっていますが、専門委員7名、地区推進委員3名という形で提案させていただきます。議案第30号においてお認めいただきました、交換分合事業の実施地区の決定を受けまして、大樹町農地等交換分合事業推進委員会設置条例に基づきまして、事業推進委員会の設置及び委員の定数を決定いたしたく、ご提案申し上げますのでご審議宜しくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

それでは内容について事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第31号、大樹町農地等交換分合事業推進委員会の設置及び委員定数の決定についてご説明いたします。

1番 大樹町農地等交換分合事業推進委員会設置条例第1条の規定による大樹町農地等交換分合事業推進委員会を設置しようとする。

2番 大樹町農地等交換分合事業推進委員会設置条例第3条第2項の規定による推進委員会の定数を次の通り決定しようとする。

専門推進委員 7名、地区推進委員 3名

こちらの専門推進委員につきましては、添付資料の通り専門推進委員は農業委員会会長が指名したものであることとございます。また、地区推進委員は実施地区内の権利者の推薦を受けたものとなります。後ろのページに条例を添付してございますので、ご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第31号、大樹町農地等交換分合事業推進委員会の設置及び委員

定数の決定についての件を採決いたします。本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決定されました。
以上で本日の総会に付議された案件はすべて終了いたしました。
次に連絡事項に入ります。事務局より説明願います。

水津局長

ただ今、互選第1号で決定いたしました鈴木 会長について北海道農業会議定款第6条の会員と十勝農業委員会連合会会則第6条の会員に会長が就任することになりますのでご報告いたします。また、協議案第1号、2号で決定いたしました各委員長、班長それから、新会長と第23期に向けて会長の基本方針について4役プラス班長で会議を開催する予定となっておりますので、この後委員協議会の中で日程の方の確認をいたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。それから議案第31号で決定いたしました農業委員から選出する専門委員は交換分合事業の条例第3条で会長が指名することに定められていますので、総会后、指名いただき地区推薦委員も地区から推薦いただき、8月の総会で報告する予定となっております。次回の総会、8月総会ですが予定としまして8月30日(水)を予定しておりますので宜しくお願ひいたします。それから本日は初総会ということもありまして、皆さんにネクタイをしていただきましたが9月まではクールビズとなっておりますので、班会議も含めて次回から9月まではノーネクタイでいきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長

以上をもって第1回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成29年7月20日

会

長

鈴木 正喜

委員(1番)

柚原 千秋

委員(2番)

富倉 浩之